

群馬大学大学院理工学府グリーン・ヘルスケアエレクトロニクスエグゼクティブ
エンジニア養成プログラム規程

平成 27. 5. 13 制定
改正 平成 29. 5. 10

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学大学院理工学府におけるグリーン・ヘルスケアエレクトロニクスを支えるエグゼクティブエンジニア養成プログラム（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項は、群馬大学における特別の課程に関する規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(プログラム)

第 2 条 プログラムの種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 履修証明プログラム
 - ア アドバンスプログラム
 - イ 研究開発プログラム
- (2) 大学認定プログラム

(履修資格)

第 3 条 プログラムの履修資格は、次の各号のすべてに該当し、かつ、群馬大学大学院学則第 26 条各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 原則として、職場からの推薦があること。
 - (2) エレクトロニクス分野の業務に現に従事していること、過去に従事していたことがあること又は今後従事する予定があること。
- 2 研究開発プログラムの履修資格は、前項に規定するもののほか、新たに発生する知的財産権の帰属を明確にしておくことが必要になるため、原則として所属先が群馬大学と共同研究契約を締結すること。

(履修手続)

第 4 条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、当該プログラムを開始する 1 か月前までに、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、理工学府長を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 履修申請書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) その他必要と認められる書類

2 大学認定プログラムの履修を希望する者は、当該プログラムを開始する 1 か月前までに、受講申込書を理工学府長に提出しなければならない。

3 プログラムの出願期間は、別に定める。

(履修の許可)

第5条 履修証明プログラムの履修手続を行った者については、理工学部及び大学院理工学府代議員会（以下「代議員会」という。）の議を経て、学長が履修を許可する。

2 大学認定プログラムの受講申込を行った者については、理工学府長が履修を許可し、学長に報告する。

(履修の開始時期及び期間)

第6条 プログラムの履修開始の時期及び期間は、別に定める。

(検定料及び講習料)

第7条 履修証明プログラムに係る検定料は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) アドバンスプログラム 9,800円

(2) 研究開発プログラム 9,800円

2 大学認定プログラムに係る検定料は、徴収しない。

3 履修証明プログラムに係る講習料は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) アドバンスプログラム 1時間当たり 1,250円

(2) 研究開発プログラム 1時間当たり 1,250円

4 大学認定プログラムに係る講習料は、1時間当たり 1,250円とする。

5 プログラムの履修を許可された者（以下「履修生」という。）は、指定の期日までに講習料を納付しなければならない。

(既納の検定料及び講習料の返還)

第8条 既納の検定料及び講習料は、特別の事情があると認めた場合を除き、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第9条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じて履修生の負担とする。

(授業科目の単位認定)

第10条 プログラムに含まれる授業科目について、その単位の修得を希望する者は、科目等履修生としての出願手続を行うものとする。この場合、当該授業科目に係る授業料は、これを徴収しない。

(履修許可の取消し)

第11条 履修生として不相当と認められたときは、履修証明プログラム受講者については代議員会の議を経て学長が、大学認定プログラムについては理工学府長が履修の許可を取り消すことができる。

(履修証明書の交付)

第 12 条 履修証明プログラムに係る履修証明書は、次の各号に掲げる時間以上の講座を履修した者に交付する。

(1) アドバンスプログラム 基盤教育講座 48 時間、設計実習講座 32 時間及びプロトタイプ開発講座 40 時間

(2) 研究開発プログラム 研究開発講座 120 時間

2 履修証明書の再交付は、プログラムを修了した者からの申出に基づき行う。

(認定書の交付)

第 13 条 大学認定プログラムに係る認定書は、履修 1 年以内に基盤教育講座から 1 講座以上及び設計実習講座から 1 講座以上を履修した者に交付する。

2 認定書の再交付は、行わない。

(履修の中止)

第 14 条 履修生は、履修期間中に履修を中止しようとするときは、理工学府長を経て、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(雑 則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、代議員会の議を経て、理工学府長が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

履修証明書

氏 名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の履修証明プログラム「グリーン・ヘルスケアエレクトロニクスを支えるエグゼクティブエンジニア養成プログラム（アドバンスプログラムー計120時間）」を修めたことをここに証する。

プログラムの概要

企業がエネルギー・医療等の成長分野へ参入する上での人材育成と技術開発での課題を解決し、イノベーションを生み出せる Top 技術者（エグゼクティブエンジニア）を養成するプログラムであり、制御技術、電子回路技術、信号処理、電力半導体技術等、複数技術についての専門知識の習得、複数の知識を結び付けてシステムとして実現する実践的能力、研究開発における課題探索・把握能力と課題解決能力、課題解決のための人的ネットワーク構築能力の養成を目的とする。

年 月 日

群馬大学長

印

履修証明書

氏 名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の履修証明プログラム「グリーン・ヘルスケアエレクトロニクスを支えるエグゼクティブエンジニア養成プログラム（研究開発プログラム－計120時間）」を修めたことをここに証する。

プログラムの概要

企業がエネルギー・医療等の成長分野へ参入する上での人材育成と技術開発での課題を解決し、イノベーションを生み出せる Top 技術者（エグゼクティブエンジニア）を養成するプログラムであり、制御技術、電子回路技術、信号処理、電力半導体技術等、複数技術についての専門知識の習得、複数の知識を結び付けてシステムとして実現する実践的能力、研究開発における課題探索・把握能力と課題解決能力、課題解決のための人的ネットワーク構築能力の養成を目的とする。

年 月 日

群馬大学長

印

認 定 書

氏 名

年 月 日生

本学所定の大学認定プログラムーグリーン・ヘルスケアエレクトロニクスを支えるエグゼクティブエンジニア養成プログラム（大学認定プログラムー基盤教育講座及び設計実習講座）を修めたことをここに認定する。

プログラムの概要

企業がエネルギー・医療等の成長分野へ参入する上での人材育成と技術開発での課題を解決し、イノベーションを生み出せる Top 技術者（エグゼクティブエンジニア）を養成するプログラムであり、制御技術，電子回路技術，信号処理，電力半導体技術等，複数技術についての専門知識の習得，複数の知識を結び付けてシステムとして実現する実践的能力の養成を目的とする。

年 月 日

群 馬 大 学

印